

公益社団法人フードバンクかながわ事業推進委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第36条の規定に基づき、事業推進委員会（以下、「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 法人の公益目的事業推進のために必要な方策を企画立案すること。
- (2) 前号のほか、事業推進に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること。
- (3) 新規の食品提供団体及び食品寄贈団体との合意書締結の承認をし、理事会にその結果を報告すること。

(委 員)

第3条 委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- 2 委員は、15名以内とする。
- 3 委員のうち、この法人の理事は半数を超えてはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時召集する。

- 2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、

議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。ただし、定款第9条の懲戒（除名）に関する議決は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 6 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- 7 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（議事録）

第7条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

（細 則）

第8条 委員会は、新規の食品分配先団体及び食品寄贈事業者・団体との合意書締結を承認し、理事会に報告することができる。

（事務局）

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、法人の事務局の職員若干名をもって運営する。
- 3 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。

（改 廃）

第9条 この規則の改廃は、代表理事が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規則は、平成30年3月11日から施行する。
平成30年10月17日改定
平成30年12月14日改定